

# SCOPE

未来への羅針盤「スコープ」

3

No.261 | Mar. 2023

経営者のミカタ

事業承継対策に  
持株会を活用

スペシャル対談

宮内義彦氏×本郷孔洋

中小企業にとって  
必要なこと、  
経営者にとって  
必要なこと。

企業を成長させ、維持していくためには。――

〈社長の履歴書〉

内田化工株式会社 林晴子氏

〈AIに立ち向かうワールドカップレフリーと税理士〉

右手に電卓、左手にフラッグ

〈オフィスレポート〉松本事務所



コーポレート  
サイトで  
PDFファイルが  
閲覧できます



社長はたくさんいるが  
経営者と呼べる人は少ない

スペシャル対談

オリックス株式会社  
宮内義彦氏 × 本郷孔洋

## 中小企業にとって必要なこと、 経営者にとって必要なこと。

企業を成長させ、維持していくためには。――

今回の特集は、  
オリックス株式会社シニア・チェアマンの宮内義彦氏をお招きして、  
中小企業の進むべき道や経営者に必要なことなど、  
宮内氏ならではの経営論をさまざまな角度からお話いただきました。  
聞き手は辻・本郷グループ会長の本郷孔洋。  
二人の経営者の視点が交錯する興味深い対談となりました。

### 中小企業の課題は 世代交代と資金繰り

**本郷:** 当社は会計事務所で、全国に80拠点を越える事務所を構え展開しています。クライアントは1万7,000社以上にもなりますが、そのほとんどが中小企業です。実際、国内の企業の99%は中小企業です。今後、中小企業はどのように進むべきとお考えでしょうか。

**宮内:** 中小企業といっても、中には素晴らしい会社もあれば、そうではない会社もあります。それぞれ内容は大きく異なります。

**本郷:** そうですね、まさにさまざま。当社のクライアントにも、いろいろなタイプの会社があります。

**宮内:** ただし全体として言えることもあります。例えば中小企業の経営者ですが、その平均年齢が徐々に上がっていることです。特に不振企業では平均年齢が70歳を超えているといった調査もあります。これらの事実は中小企業の後継者難を示しており、結果的に企業の活力が衰えてきたのかなど、ちょっと心配しています。

**本郷:** 確かに後継者難はよく聞かれます。これをなんとかクリアする手立てを探るべきですね。

**宮内:** 社長をいかにうまくスイッチするか。これは、中小企業にとっての大きな課題の一つです。そして、もう一つは資金繰りです。事業には一生懸命ですが、資金に関することには意識が向いていない。そんな経営者が多くいます。事業の調子がちょっと悪くただけで資金が回らなくなり、会社自体が立ち行か

なくなってしまった、といった話をよく聞きます。ご自身で資金繰りができなければ、専門のスタッフを設けるとか、なんらかの対策を打たないと成長するはずの芽が摘まれてしまいます。例えば、ホンダの本田宗一郎氏には名参謀といわれた藤沢武夫氏がいました。資金繰りがうまくできるような環境をつくり上げないと企業の成長は止まってしまう。後継者へのバトンタッチと資金繰り。この二つに十分な対策を行えば、企業は伸びていくのではないのでしょうか。

**本郷:** おっしゃる通りだと思います。経営者の多くは、PL(損益計算書)は頑張るんですけど、BS(貸借対照表)のことはよくわかっていません。当社としてもちゃんとサポートしないといけないと考えています。また別の側面で言うと、現在、事業者数が減少傾向にあります。人口の減少

比率よりも高い比率で減少しています。だから私は経営者にはよく言うんです。企業が存続すれば残存者利益が得られるはずだと。

### M&Aを活用することで 中小企業がうまくいく

**本郷:** ここ2~3年で中小企業のM&Aが多くなってきました。自らではうまくいかなかった中小企業が大企業の下に入ることでよみがえることがよくあります。

**宮内:** M&Aされる会社というのは、やはりそれなりの魅力がある会社なんでしょうね。

**本郷:** もちろんそうです。ただし、最近はM&Aが増えてハードルは下がってきており、買い手は増加傾向にあります。1社では存続が厳しい会社でも、3~4社集まることでうまくいくことがあります。



#### 宮内義彦 | PROFILE

オリックス株式会社 シニア・チェアマン  
1935年神戸市生まれ。58年関西学院大学商学部卒業。60年ワシントン大学大学院経営学部修士課程修了後、日綿實業株式会社(現・双日株式会社)入社。64年オリエン・リース株式会社(現・オリックス株式会社)入社。代表取締役社長・グループCEO、取締役兼代表執行役会長・グループCEO等を経て、14年シニア・チェアマン就任。



**宮内:** 企業規模が大きくなることで、経営が成り立つわけですね。例えば経営学者のデービッド・アトキンソン氏が「日本の中小企業は規模が小さすぎる。中小企業を再編して数を減らすことで、いい企業のみが残っていくのではないかと」言っていました。

**本郷:** 確かに市場が成熟化すると企業の集中化が起こります。

**宮内:** それでも、どれだけ規模が小さくても“すごい中小企業”は確実に存在しますよね。例えば、小さい部品を取り扱っている小さいメーカーだけど、独自技術を持っていて高いシェアを獲得しているような企業。そういう企業には、もっと収益を上げられるような経営をしてほしい。

**本郷:** ニッチなマーケットで高いシェアを獲得している企業のことでですね。ドイツのように中小企業でもグローバルで勝負できるような土壌ができればよかったのですが、残念ながら日本はそうはならなかった。

**宮内:** 強い中小企業はプライシングをもっと強気でやるべきです。「俺がいなければ大企業といえども何もできないだろう!」というスタンスでいてほしい。経営者の中には、自

社の技術が評価されるだけで満足している方が実に多い。すごい技術を持つ企業として、本来ならもっと多くの利益追求ができるはずですが、ところが、そこに気づいていない経営者がたくさんいます。

**大切なのは「突き詰めること」と「周囲を見渡すこと」**

**本郷:** 私はもう50年近くこの仕事をしていますが、「これから、どれくらい伸びていくんだろう」と期待していた企業の社長が、途中で大きくするのを止めてしまうということを何度も目にしてきました。成長する方向でなく“銀座”の方に進んで行ったり…。

**宮内:** 本当にもったいないことです。  
**本郷:** 本当の社長業を実践している方は1割もないんじゃないでしょうか。

**宮内:** 私も同じようなことをよく考えます。社長になる方のほとんどは真面目な方です。皆さん、とても一生懸命にやっている。だからこそ、もう少し視野を広げてほしい。「この技術はあの業界に使える」とか「あの製品のこんなところに活用できる」とか、技術をさまざまな方向に応用した方が事業は確実に伸びていきます。そこそこ成功すると満足してしまう方が多いですね。本当はもっと大きな成功が待っているのに。経営者は「突き詰めること」と「周囲を見渡すこと」、この両方



をやらないといけません。  
**本郷:** 企業の存在価値とも関連してきますね。

**宮内:** 企業は社会から評価されないと意味がありません。社会のために企業があるのであって、企業のために社会があるわけではありません。社会からの評価を考えた場合、小さい会社より大きい会社の方が評価される可能性は高いです。意欲をもってやっていると、「小」が「中」になり、気がついたら「中」が「大」になっています。

**本郷:** オリックスさんの歴史のようにですね。

**“いい会社”とは成長しているということ**

**本郷:** シニア・チェアマンは「いい会社」とはどういう会社だとお考えですか。

**宮内:** 成長しているということです。成長すればするほど、世の中の役に立ちます。成長しない限り、その他の要件が満たされていてもいい会社とは呼ばれません。そして、どのように成長していくのか。その成長の仕方が重要になってきます。会社にはたくさんのステークホルダーがいます。より多くのステークホルダーを

の中で競争をしてきたわけですから、全員が傷つきました。そして多くの企業は生き残ることができず、消えてしまいました。

**本郷:** 都市銀行が倒産しましたからね。

**宮内:** それまでは銀行が倒産するなんて夢にも思いませんでした。結局、最後は資金繰りで。赤字が出たって資金さえ回っていけば倒産はしません。資金が枯渇したらもう手を上げるしかない。

**社長はたくさんいるが経営者と呼べる人は少ない**

**本郷:** 経営者には何を望みますか。

**宮内:** 経営者はリスクをとって新しいことにチャレンジして企業を伸ばす。これしか仕事はないと思います。チャンスがありそうなものを探ってみては、一つひとつ試してみる。失敗したらやめればいい。自分の中でリスクを計算して「よし、これならいける!」というものに果敢に挑戦する。これが経営者だと思います。

**本郷:** 多くの経営者はちょっと縮こまっていますよね。日本には優良企業が山ほどありますから、もっとチャレンジすればいい。

**宮内:** 本当にそうです。社長はたくさんいるけど経営者はそのにいない、ということです。社長と経営者は違います。

**本郷:** みんなお役所みたいになっています。日本がGDPでアメリカに次いで世界2位になったのは1968年のこと。それから50年以上も経っています。ということは、当時日本を盛り上げたのは戦前生まれの人で、戦後生まれの世代は何もやっていない。先輩の遺産に頼るのは、もうそろそろ終わりにしないといけません。

**宮内:** あの世代がいなくなってしまって、静かな世代になってしまいました。

**本郷:** 若い世代には何を望みますか。

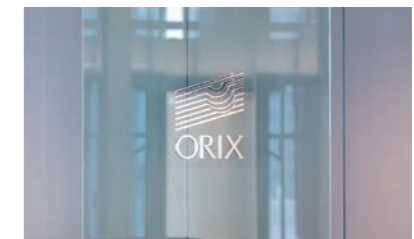
**宮内:** まず、チャレンジすることです。いい大学に入って、いい会社に入って、それで終わりではありません。「自分自身で何かをやり遂げる!」という強い気持ちを持ってほしい。そして、世の中は社会環境やデジタル環境など、すごいスピードで変化しています。それに置いていかれないように勉強してほしい。生涯勉強という時代になったと思います。チャレンジをしながら、一生懸命に勉強を続けてほしい。

**本郷:** 経営者としての考え方や若い世代に望むことなど、大変有意義なお話をお聞きできました。本日はありがとうございました。

**COMPANY PROFILE** オリックス株式会社

1964年にリース事業からスタートし、現在では法人金融、産業/ICT機器、環境エネルギー、自動車関連、不動産関連、事業投資・コンセッション、銀行、生命保険などへと事業を拡大。世界約30ヵ国・地域に拠点を設け、約32,000人の役職員により事業展開している。

〒105-5135 東京都港区浜松町二丁目4番1号 世界貿易センタービル南館  
<https://www.orix.co.jp/>



中小企業に必要なモノ



若い世代に望むこと







# 社長の履歴書

36

President's Resume



時代の進化に  
足並みをそろえる。

基材にアスファルトを含浸させシート化



アプリを活用してコミュニケーションを見える化



改質アスファルトのシート化

## アスファルト製品に携わり半世紀

アスファルト加工製品などの製造販売を手掛けている内田化工株式会社。設立は1963年と半世紀におよぶ歴史を誇ります。大企業では扱えないような特殊資材や小ロット生産が同社の強み。三代目の社長となる林晴子さんは通信系の会社などを経て、1999年に同社に入社しました。「前職が先進的な通信系の会社でしたので、当社に入社したときはまるでタイムスリップしたかのような錯覚に陥るほど、当時の労働環境は前時代的なものに見えました」と林さんは入社当時を振り返ります。

## 数々の社内改革を推進

「困ったことがあれば変える。そして、あったらいいなを形にする」という考えのもと、入社してまもなく就業規則の改訂やIT環境の構築など、数々の社内改革を実践。当時の製造会社としては先駆けとなる労働環境の改善に積極的に取り組みました。

改革を推進してきた林さんですが、何よりも大切なのは「人」といいます。「どんなにいい規則やシステムをつくっても、運用されなければ意味はありません。運用するのは人です。人と人が有機的につながって機能しないと何も変わりません」とコミュニケーションの重要性を強調します。

同社では、コミュニケーションを活性化するために、社内に

「グッドニュース」というグループチャットをつくり、従業員が日常で起こった「いいニュース」だけを投稿し、みんなで共有する試みを始めました。すると共通の話題が生まれ、コミュニケーションが円滑になったといえます。現在は「カンパニーマイル」というアプリでの運用に切り替え、社員間の「ありがとう」を見える化することで、さらなるコミュニケーションの活性化を目指しています。

## 求人が殺到する企業へ

林さんの取り組みが実を結び、2020年には足立区ワーク・ライフ・バランス推進企業に認定されました。深刻な人材不足が社会課題となっていますが、同社では求人を出すと応募が殺到。常に先駆的な取り組みを行ってきた同社に、時代がようやく追いついてきたようです。「経営のポイントは、とにかく時代に合わせた業務環境をつくることです」と語る林さん。今後は、メーカー間をつなぐようなビジネスモデルへの挑戦やアジアの市場を視野に入れたグローバル展開も考えているといえます。未来を見据えた同社のさらなる展開に目が離せません。

## BIOGRAPHY

- ・1974年 東京生まれ
- ・1995年 大妻女子大学短期大学部卒業
- ・1999年 内田化工株式会社入社
- ・2016年 専務取締役就任
- ・2020年 代表取締役社長就任

## 辻・本郷 税理士法人が

お取り扱いさせていただいている企業のトップにフォーカスし、ビジネスパーソンとしての半生をご紹介します。

今回ご紹介するのは、内田化工株式会社の代表取締役社長 林晴子さん。

経営者としての歩みの一端をご覧ください。

内田化工株式会社  
代表取締役社長

# 林晴子氏

## 内田化工株式会社

1963年の創業以来、アスファルトなどの精製石油製品を主原料とする各種産業用資材の製造および加工を展開。半世紀にわたり培ってきたノウハウにより、「こんなものが欲しい」「小ロットで自社ブランド品をつくりたい」などお客様のさまざまな要望に応えている。

- 🌐 <http://www.uchida-kako.co.jp/>
- 📍 東京都足立区足立1丁目29番地18号
- ☎ 03-3880-6331(代)





# 経営者の ミカタ

ワンポイントで  
経営者をサポート  
Corporate resource column

This month's theme

## 事業承継対策に持株会を 活用してみませんか？



新宿ミライナタワー事務所  
法人ソリューショングループ  
組織再編・資本政策担当

長井 宙子

事業承継対策の検討、進めていますか？

事業承継では先代経営者から後継者へ株式を移す必要があるのですが、中小企業の株価が高くなり過ぎてしまうと、後継者は相続税、贈与税、株式の買い取り資金などの資金負担が大きくなってしまいます。このような問題を解決するために用いる方法の1つが、持株会の活用です。持株会を組成し、経営者が保有する株式を持株会へ一部譲渡することで経営者の持ち株割合を低下させ、後継者へ株式を譲渡する際の課税負担の軽減が期待できます。

持株会には従業員を対象とした「従業員持株会」のほか、役員を対象とした「役員持株会」などがあります。例えば「従業員持株会」の場合、持株会を通じて従業員に自社株式を保有させ、配当を支払うことにより福利厚生につなげることができます。従業員は自分自身の頑張りや、会社の業績が配当金に還元されるため、仕事に対するモチベーションの向上が期待できます。また、持株会規約により株式の分散を防ぐことができるというメリットもあります。

事業承継対策とは、経営者が辞める話ではなく、承継後も会社が存続・発展するための対策を整備することです。対策を進めるにあたっては、「現状の分析」、「株式分散リスクの把握」、「贈与・相続税関連課題等の抽出」、「後継者の決定」、「対策手法の検討+計画の作成」、「対策の実行」、「効果の確認+計画の修正」など、検討しなければならないことが多岐にわたります。承継を成功させるためにも、早期に十分な検討をすることが必要です。



会計を楽しく  
分かりやすく



東京事務所  
法人ソリューショングループ  
上場・ファンド担当

村田 光広

今回は、「財務活動によるキャッシュフロー」について、詳しく説明させていただきます。

### 財務活動によるキャッシュフロー

財務活動によるキャッシュフロー(以下財務キャッシュフローと記載)には、資金の調達及び返済などの企業の財務活動に関するキャッシュフローが記載されます。資金の調達には新規借入れ、社債の発行、新株発行、自己株式の売却などが該当し、資金の返済には借入金の返済、社債の償還、配当金の支払い、自己株式の取得などが該当します。資金の調達はキャッシュフローのプラス項目、資金の返済はキャッシュフローのマイナス項目となります。

財務活動キャッシュフローを見る際には、そのプラス・マイナスの数値だけでその企業の経営状態の良否を判断することはできない点に注意が必要です。

一般的に、事業が安定している状況では営業キャッシュフローがプラスとなるため、借入金の返済をしたり、配当をしたりすることが可能になります。そのような状況では財務キャッシュフローはマイナスとなります。

事業が安定せず赤字となっている場合は、営業キャッシュフローはマイナスとなり、マイナス分を資金調達により補填することになるため、財務キャッシュフローはプラスとなります。

また、企業の成長ステージにおける成長段階にある新興企業などは、一般的に事業が安定せず、投資活動を積極的に行う必要があるため、財務キャッシュフローがプラスとなる傾向があります。反対に成熟段階にある大企業などは事業が安定しており営業キャッシュフローが潤沢に出ているため、余っている資金を返済に回し財務キャッシュフローがマイナスとなる傾向があります。

このように財務キャッシュフローは、企業規模、成長ステージにおける位置づけ、営業キャッシュフロー・投資キャッシュフローとのバランス等のほかの指標の影響を受けるため、他の指標と比較しながら考えてみると企業の数値をより理解することができると思います。

今日のひとこと

「財務活動によるキャッシュフロー」とかけて、  
「家事分担」と解く。その心は？  
どちらも「バランスが重要です」 おあとがよろしいようで。



# 労務のみらい

— 人は企業のプラットフォーム —

[ 社会保険労務士 荒井 淳一 ]

月60時間超の時間外労働の  
割増賃金率が引き上げられます

平成22年施行の改正労働基準法により、月60時間超の時間外労働に対し、割増賃金率が25%以上から50%以上に引き上げられましたが、中小企業はその適用が猶予されてきました。

それが平成31年4月に施行された「働き方改革関連法」により、中小企業の猶予措置の終了が決定され、令和5年4月1日から、月60時間超の時間外労働の割増率を50%以上とすることが義務付けられました。

## 深夜・休日労働の取扱い

月60時間を超える時間外労働を深夜(22:00から5:00)の時間帯に行わせる場合、深夜割増賃金率25%以上+時間外割増賃金率50%以上=75%以上とする必要があります。

月60時間を超える時間外労働の算定には、法定休日に行った労働時間は含まれませんが、それ以外の休日に行った労働時間は含まれます。

## 割増賃金の支払いに代わる代替休暇の付与

月60時間を超える法定時間外労働を行った労働者の健康を確保する為、引き上げ分の割増賃金の支払いの代わりに有給の休暇(代替休暇)を付与する制度を設けることができます。制度導入に当たっては、代替休暇を与えることができる期間等を労使協定で定める事が必要となりますが、取得するかどうかの判断は従業員に委ねられており、義務付けはできません。

今後、長時間労働の削減や、労働時間の適正な把握がさらに重要になります。給与計算ソフトの設定確認や就業規則の見直しといったハード面の整備に加え、業務内容の整理や労働者毎の仕事の偏りの見直し等による生産性の向上といった、業務改善を行うことが求められます。

参考:厚労省「月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が引き上げられます」



あれこれ  
相続の  
気になる  
ちよつと

木村信夫の



辻・本郷 税理士法人  
副理事長

## 痛いけどトクをする話

### 1 親が受取った子供の傷害保険金

親が子供に傷害保険をかけるケースがあります。

通常は、保険契約者は父親で被保険者(保険事故の対象となる人)は子供、その傷害保険金の受取人は父親となっています。

子供がケガをして父親が傷害保険金を受け取った場合ですが、その保険金の支払を受ける人がそのケガをした人の配偶者、父母等であるときは非課税となっています。

### 2 夫のがんの入院給付金

夫が保険契約者と被保険者で、その入院給付金の受取人は妻とするがん保険に入った場合です。

たとえば、夫ががんになり手術も成功して無事に退院した後に、妻が800万円の入院給付金を受取った場合にはどうなるのでしょうか。

まず所得税ですが、この入院給付金は「身体の傷害に起因して支払を受けるもの」に該当するので非課税となります。

また贈与税は傷害、疾病その他これらに類する保険事故で死亡を伴わないものは除かれているのでかかりません。妻には所得税も贈与税もかかりません。

ただし、医療保険の受取人は被保険者に限定されている商品もあります。また、入院給付金で補填された医療費は医療費控除の対象にはなりませんので注意してください。

### 3 その後に夫が亡くなったら

先のがんの入院給付金のケースで、その夫が半年後に亡くなった場合に妻が入院給付金として受取った800万円に関する相続税がどうなるかです。

先ほどの入院給付金の受取人が夫であれば夫に入金されて入院費用の残額があれば相続税がかかります。

しかし、受取人が妻となっている入院給付金は、受取人(妻)の固有の権利であり、相続又は遺贈によって取得した財産ではありませんので、相続税もかかりません。

このように、傷害保険金や疾病入院給付金の受取人を契約者本人(夫)以外にしておくことで意外とおトクになります。





社・本郷 税理士法人

# オフィシャルレポート

Vol. 37 松本事務所

全国で活躍している社・本郷 税理士法人の事務所をご紹介します。  
第37回目となる今回は、松本事務所からのレポートです。



松本事務所は、2022年6月に後藤資産税事務所と経営統合し開設しました。開設後も、経営統合前と変わらず、現在の所在地である松本駅から車で7～8分の場所にあります。同じ通り沿いの30m程先には、松本年金事務所があります。

松本事務所の特徴としては、個人のお客さまを中心として、相続などの資産税に力を入れていることにあります。今後の相続業務の拡大や法人業務の拡大にも対応できるようにするため、この4月にはもう1人スタッフを迎える予定です。お客さまと同じ目線に立って、分かりやすい説明を行い、その結果、お

客さまに満足していただけることを目指しています。

松本事務所のもう一つの特徴としては、事務所の建物がお客さまのくつろぎをテーマに木で造られていることにあります。そして、応接室からは庭の景色を眺めることもできます。木に囲まれた落ち着いた雰囲気の中でお客さまからのご相談を承り、懇切丁寧に対応いたします。

(今はコロナ禍で控えてはいますが、)お客さまから度々美味しいと言っていただけの淹れたてのお茶も楽しみの一つとして、是非松本事務所に足をお運びください。



松本事務所 所長  
後藤 正樹

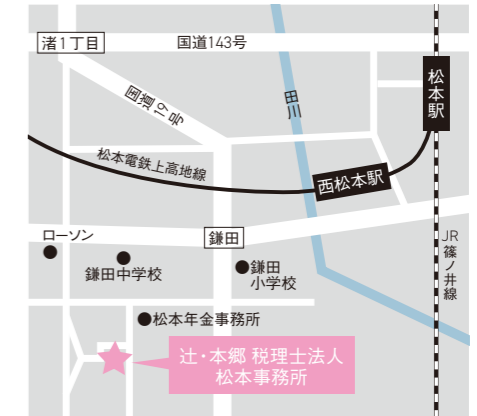
2022年6月、後藤資産税事務所との経営統合で新規の入社となりました。随分昔の話ではありますが、社・本郷 税理士法人の前身の一つである社会計事務所に、職員として5年程お世話になったことがあります。

## あなたの考える松本の魅力とは？

松本市は、国宝松本城や上高地に代表されるように観光の街として知られています。城下町のいたるところに湧き水や蔵造りの古い建物があり、これらをめぐりながらの街歩きも楽しみの一つです。また、毎年夏から秋にかけてはセイジ・オザワ松本フェスティバルが開催され、街中が演奏の音色に包まれます。このように適度にぎわいがあり、程よい地方都市である松本市は、長野県内でも移住したい街として人気があります。

## 松本事務所

〒390-0842  
長野県松本市征矢野1-8-1  
TEL.0263-24-1251 FAX.0263-24-1252



## STAFF RECOMMEND



事務所建物は唐松で造られています。お客さまに「別荘のようですね!」といわれることがあります。(後藤)



長野県中信地区の郷土料理「山賊焼き」。鳥もも肉を丸ごと揚げているので、ジューシーで食べ応え十分! (尾澤)



現存する五重六階の天守としては日本最古である松本城。桜の名所としても有名なスポットです。(壹岐)



松本市の自然を堪能できる美ヶ原、標高2,000mの高原からは雲の世界を体験できます。(堀内)



松本は湧水の街と言われるほど湧き水が豊富です。市街地の水路にはニジマスが生息しています。(奥原)



白と黒の土蔵造りの建物が建ち並ぶ中町通り。飲食店や雑貨店があり、食べ歩き探索が楽しい街です。(奥)



右手に電卓、左手にフラッグ。

法人ソリューショングループ  
上場ファンド担当

相樂亨

TORU SAGARA

AIに立ち向かう

ワールドカップレフリーと税理士

FIFA国際審判員の経歴を持ち、現在、辻・本郷 税理士法人で税理士として活躍する相樂亨さんのコラム(全3回)をお送りします。

《三苦選手の1ミリで日本代表は快進撃!》

「チェック完了。JAPANのゴールを認める。」

カタールW杯第2戦。三苦選手のラインぎりぎりからの折り返しでボールはゴールネットを揺らした。およそ3分間のチェックの末、主審のイヤホンに聞こえてきた回答は「ボールは出ていない」だった。世界中から選抜された審判員4名がビデオ室で3分間必死にカメラ30台の映像を確認し、更にボールに内蔵されたチップの情報も確認するが、はっきりとボールが完全に外に出ている映像は見つからなかったのでしょうか。ただし、もし試合終了後にボールが出ていることが完全に分かる映像が出てきた場合、大スキャンダルとなります。

《ワールドカップ副審から税理士へ》

私がサッカーの審判を始めたのは18歳。高校のサッカー部の監督がサッカー国際審判で、大ブームだったJリーグ開幕時代に活躍していたのを見たのがきっかけです。ただしその頃はいわゆる「プロ審判」は3人位しかおらず、ほとんどの審判はアマチュアレフリー。私も地域金融機関で働きながらの審判活動でした。金融機関との両立も楽ではなく、集金の途中でトレーニングをするなどして何とか凌いでいました。ただ29歳で国際審判となったところでさすがに退職を余儀なくされます。収入は激減します。

その後31歳でプロのお誘いを受け、ワールドカップやオリンピックなどの大会に行かせていただきましたが、45歳での契約満了も最初から決まっていた。引退後を考えてどり着いた答えが「税理士試験」。頭が良くないのは自覚していたので15年位での取得は現実的だと判断し必死に勉強しましたが、結果としてピッタリ15年で合格。自分の頭の程度の判断は合っていたようです。



2010年南アフリカW杯決勝にて予備審判を担当

PROFILE

元FIFA国際副審(1976年生まれ46歳)  
南アフリカW杯では決勝戦の予備審判、ブラジルW杯では日本人で初めて開幕戦のブラジルVSクロアチアを担当。その他オリンピック(ロンドン・リオ)などにも参加。

- ・2009年 中小企業診断士登録
- ・2008年~2019年 日本サッカー協会とプロ副審契約
- ・2020年~ 辻・本郷 税理士法人勤務
- ・2023年 税理士登録

辻・本郷セミナー

◎お問い合わせ:メール [consuldiv@ht-tax.or.jp](mailto:consuldiv@ht-tax.or.jp)  
※セミナータイトルにつきましては変更の可能性があります。

セミナー一覧・お申し込み



【安積塾】第一回 令和5年3月決算法人の留意点

参加費: ¥5,000

【視聴可能期間】2023年3月2日(木) 11:30~3月8日(水) 17:00 (講演時間 約90分)

◎講師: 辻・本郷 税理士法人 審理室 室長 税理士 安積 健

【好評につき再配信】基礎から学ぶ!  
はじめての補助金・中小企業経営強化税制

参加費無料

【視聴可能期間】2023年3月7日(火) 11:30~3月13日(月) 17:00 (講演時間 約30分)

◎講師: 辻・本郷 ビジネスコンサルティング株式会社 補助金第2グループ コンサルタント 小谷中 一生  
辻・本郷 税理士法人 沖縄事務所 税理士 漆畑 俊作

【相続セミナー】国際資産税特集(第二回)国際資産税の基礎

参加費: ¥3,000

【視聴可能期間】2023年3月14日(火) 11:30~3月20日(月) 17:00 (講演時間 約30分)

◎講師: 辻・本郷 税理士法人 プライベートウェルスマネジメント部 シニアパートナー 税理士 浅野 恵理  
辻・本郷 税理士法人 プライベートウェルスマネジメント部 マネージャー 税理士 島田 亮子

本から学ぶ 相続後に必要な届出と手続き【第一回】事務手続き編

参加費: ¥3,000

【視聴可能期間】2023年3月28日(火) 11:30~4月3日(月) 17:00 (講演時間 約60分)

◎講師: 辻・本郷 税理士法人 シニアパートナー 税理士 山口 拓也  
辻・本郷 税理士法人 相続センター企画 チーフコンサルタント 千葉 優大

相続セミナー

参加費無料

◎各会場時間共通:座談会 14:00~/相談会 15:00~  
※ご来場いただく会場セミナーとなります。

お申し込み・お問い合わせは  
各事務所まで

勝手に入金されたお金に贈与税が! [座談会]

【札幌】3月14日(火)

◎会場:かでの2・7  
◎詳細:札幌事務所 011-272-1031

【盛岡】3月29日(水)

◎会場:プラザおでっ  
◎詳細:盛岡事務所 019-604-6868

【新潟】3月28日(火)

◎会場:新潟日報メディアシップ  
◎詳細:新潟事務所 025-255-5022

【あざみ野】3月28日(火)

◎会場:たまプラーザテラス  
◎詳細:あざみ野事務所 045-902-0774

【名古屋】3月29日(水)

◎会場:ウインクあいち  
◎詳細:名古屋事務所 052-269-0712

【大阪】3月24日(金)

◎会場:梅田ダイビル  
◎詳細:関西事務所 06-6110-5875

【広島】3月24日(金)

◎会場:合人社ウエンディひと・まちプラザ  
◎詳細:広島事務所 082-553-8220

【福岡】3月28日(火)

◎会場:JR博多シティ  
◎詳細:福岡事務所 092-477-2380

【沖縄】3月22日(水)

◎会場:沖縄県立博物館・美術館  
◎詳細:沖縄事務所 098-941-3230

SCOPE  
アンケート

みなさまのご意見・ご感想をお寄せください。アンケートにお答えいただいた方の中から抽選で5名様に辻・本郷の新刊書籍をプレゼント!

<個人情報の取り扱いについて>ご応募いただいたお客様の個人情報は、抽選及び商品を送るためのもので、それ以外の目的では使用いたしません。また、お客様の個人情報は業務委託先以外の第三者に開示・提供することはありません(法令等により開示を求められた場合を除く)。

アンケートは  
こちらから





事務所一覧 | 国内81拠点・海外6拠点 (2023年3月現在)

事務所の詳細は当社ホームページよりご確認ください。  
<https://www.ht-tax.or.jp/corporate/>



海外拠点

- カンボジア プノンペン
- ミャンマー ヤンゴン
- タイ バンコク
- シンガポール シンガポール
- アメリカ ロサンゼルス
- ハワイ

九州・沖縄地方

- 福岡県 北九州事務所  
福岡事務所  
久留米事務所
- 大分県 大分事務所
- 熊本県 熊本事務所
- 宮崎県 延岡事務所  
日向事務所
- 鹿児島県 鹿児島事務所
- 沖縄県 沖縄事務所

中国地方

- 岡山県 岡山事務所
- 広島県 広島事務所
- 山口県 長門事務所

関西地方

- 京都府 京都事務所
- 大阪府 関西事務所
- 兵庫県 神戸事務所

北海道・東北地方

- 北海道 札幌事務所
- 青森県 青森事務所  
八戸事務所
- 秋田県 秋田事務所  
秋田南事務所
- 岩手県 盛岡事務所  
遠野事務所  
一関事務所
- 宮城県 仙台事務所
- 福島県 福島事務所  
郡山事務所  
いわき事務所

中部地方

- 新潟県 新潟事務所  
長岡事務所  
上越事務所
- 富山県 富山事務所
- 福井県 坂井事務所
- 山梨県 甲府事務所  
大月事務所
- 長野県 長野事務所  
松本事務所
- 岐阜県 岐阜事務所
- 静岡県 静岡事務所  
伊東事務所
- 愛知県 豊橋事務所  
名古屋事務所
- 三重県 四日市事務所

関東地方

- 栃木県 宇都宮事務所  
宇都宮西事務所
- 茨城県 水戸事務所
- 群馬県 高崎事務所
- 埼玉県 熊谷事務所  
大宮事務所  
越谷事務所  
川口事務所  
所沢事務所
- 千葉県 柏事務所  
千葉事務所  
船橋事務所
- 東京都 亀戸事務所  
北千住事務所  
秋葉原事務所  
東京事務所
- 東京ミッドタウン八重洲事務所  
オンライン相続事務所  
銀座事務所  
蒲田事務所  
池袋事務所  
新宿センタービル事務所  
新宿ミライナタワー事務所  
新宿HR事務所  
代々木事務所  
渋谷事務所  
練馬事務所  
吉祥寺事務所  
立川事務所  
府中事務所  
瑞穂事務所  
町田事務所

- 神奈川県 横浜事務所  
横浜スカイビル事務所  
センター南事務所  
あざみ野事務所  
大和事務所  
湘南事務所  
小田原事務所

SCOPEの宛先変更・配送停止をご希望の方

お手数ですがフォームよりお手続きをお願いいたします。

<https://www.ht-tax.or.jp/rd/sc3/>

